

分会ニュース

不当労働行為を繰り返す 大二両所の管理者！！

2月26日、終了点呼前に多田分会長に吉岡助役と佐々木助役が『分会ニュース No. 18』の掲示物撤去通告を一方的に行ってきました。

通告の内容は「分会ニュースNo. 18は協約違反です。撤去して下さい」と言うだけで、分会が「どこがどのように違反しているのか」と聞いても、具体的に説明もせず吉岡助役は「議論する必要はない」と通告時間を述べその場を立ち去りました。

そもそも、勤務時間内に組合の掲示物撤去通告は通用するのだろうか？会社は、勤務時間内の組合活動は認めないとし、会社の都合で組合に関することを行っています。

この間、大阪第二車両所の管理者はJ R 東海労大阪第二車両所分会が組合の情報類を組合掲示板に掲出した情報の掲示物撤去通告を一行的に行い、掲示物の違法撤去をおこなっています。

会社は、都合の悪いことは隠し、社員の声を封殺し物が言えない職場をつくるために、社員同士の監視や、また社員が言葉でなく文章として書面で宣言させるところによって、その内容をエスカレートさせ社員と管理者の間の絶対服従の主従関係を築くことを目的にしたのが主任レポートや時系列等報告書があります。

会社は、裁判・地労委の命令を守れ！

私たちJ R 東海労が掲示物の違法撤去に対し裁判・地労委等で争った結果「会社が組合の掲示物を一方的に撤去したことは不当労働行為にあたる」とした、命令や判決が下されています。にもかかわらず、会社は未だ組合掲示物の一方的な違法撤去を行っています。

会社は、地労委・裁判（2007年5月23日大阪労働委員会平成17年（不）第48号事件で不当労働行為を認定する命令・2007年8月28日に東京高裁が不当労働行為を認定する判決）の命令・判決に対して真摯に受け止め組合に謝罪を行い、今後掲示物の違法撤去を行わないことを実行すべきです。

私たちJ R 東海労大阪第二車両所分会は、組合掲示物の違法撤去を許さず、物が言える職場にするために、声を上げていきます。

（裏面に会社による不当撤去された『分会ニュースNo. 18』を掲載）

会社により不当撤去された『分会ニュースNo. 18』です。

J R 東海 労新幹線関西地本 大阪第二車両所分会

2008年 2月 26日

No. 18

分会ニュース

発行責任者 多田 一夫

発行編集者 教 宣 部

パワーハラスメントの次は、嫌がらせを行う日笠首席！！

2月12日、大阪第二車両所日笠首席はJ R 東海労組合員を呼び出し、主任レポートを「特になし」で書いて提出しているにもかかわらず、日笠首席は「あなたは真面目に仕事をする気がないのですね」と言い放った。何を根拠に言うのでしょうか？〔主任レポートに関する管理者用のQ & Aでも「特になし」を認めています〕

日笠首席は、一人の社員を狙い撃ちし、真面目に作業を行っている組合員がミスを犯すように恫喝や嫌がらせを行っています。管理者としてあるまじき行為であり、絶対に許すわけにはいきません。

J R 東海労関西地本と関西支社とのやり取りの中でも支社は「特になし」を認めています。現場では「特になし」ではいけないのでしょうか。2月はじめの総点呼で所長が「報告の義務について、一部の社員による好ましくない例が散見されます。また、報告そのものを拒む事例もあります」と言っています。会社が決めたことに有無を言わずに書かせることで「命令と服従」従順な社員化を目的にしているからです。

黙っていたら「物言えない」「マニュアル人間」「何も考えない人間」に変質させられ暗黒の職場になります。みんなで声を上げて働きやすい職場にしていきましょう。